

念する、等の意見があった。

- 「どちらともいえない」という中には、児童相談所の係属歴がない児童へのかかわりに関し、業務量増加や損害賠償を想定した場合の対応に不安があること、果たして財産管理が適切に行えるのか疑問がある、という意見があった。

Ⅲ-3-5

自由記述

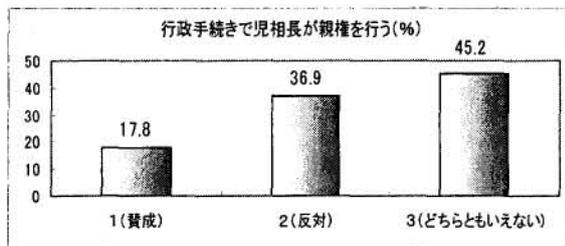
- 後見人は（本来）児童の利益代弁者であるが、措置権者が兼ねるとなると措置と児童の意思が一致しない場合の問題がある、との指摘があった。また、損害賠償、訴訟問題等に関し何ら制度がない中での対応に、強い懸念を持つ意見があった。

Ⅲ-3-6

行政手続きによって児童相談所長が親権を行うことについて

グラフⅢ-9

N=157



- 事務手続きの煩雑さを考慮して、行政手続きとすることができるようになることについて質問した。
- 「賛成」が約 18%と最も少なく、「反対」が約 37%、どちらともいえないが約 45%であった。
- 賛成意見では、司法判断を待てない場合（医療ネグレクト）の対応が容易になることや、行政手続きであれば手続きが簡素で迅速に（対応）できるとの指摘があった。
- 反対意見では、あくまでも、公平中立の立場から司法関与で決定すべきであるということ、第三者機関の介在が適当、監護ができない児童相談所長が親権を行う者になりうるのか疑問等の意見があった。
- 「どちらともいえない」という意見では、児童相談所の係属歴がない児童へのかかわりに関し、業務量増加や損害賠償を想定した場合の対応に不

安があること、果たして財産管理が適切に行えるのかという疑問の声があった。

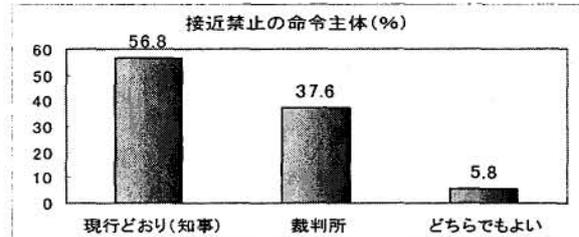
- 自由記述の中で、Ⅲ-3-5と同様、後見人と措置権者の関係、損害賠償や訴訟等に懸念が示された。

Ⅲ-4-1

接近禁止の命令主体について

グラフⅢ-10

N=155



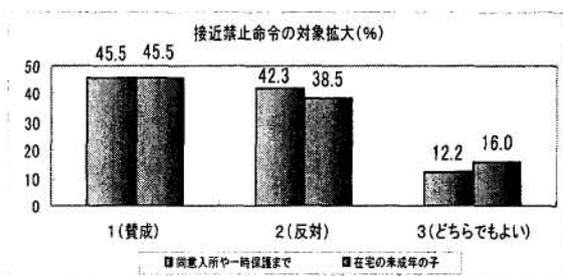
- 現在の命令主体は、都道府県となっているが、現在、不備や齟齬が生じているかどうか質問した。
- 接近禁止の命令主体は、都道府県知事で支障がないことから、「現行どおり」とする意見が約 57%と最も多く、DV 保護命令と同様に「裁判所」とすべきとする意見が約 38%、実績がないことから、「どちらでもよい（支障がない）」とする意見が約 6%であった。

Ⅲ-4-2~3

接近禁止命令の対象拡大について

グラフⅢ-11

どちらも N=156



- 現在は、面会通信の全部制限と強制入所措置がとられている場合のみ、接近禁止命令が可能となっているため、拡大の必要性について質問した。
- 同意入所や一時保護中への拡大については、「拡大する必要がある（賛成）」とする意見が約 46%、「拡大する必要はない（反対）」とする意見が約 42%、「どちらでもよい」が約 12%であった。基

本的には、拡大すべきとする意見と、拡大の必要はないとする意見に、大きな差は認められなかった。

※設問記述 1 (賛成) 2 (反対) 入替えてグラフ化

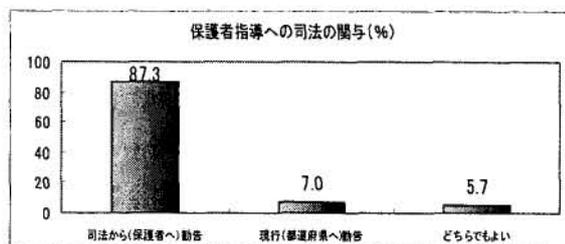
- 在宅の未成年の子への対象拡大は、「必要である」が約 46%、「必要はない」とする意見が約 39%、「どちらでもよい」が約 16%であった。前問と同様に大きな差は認められなかった。

Ⅲ-4-4

保護者指導への司法関与のあり方

グラフⅢ-12

N=158



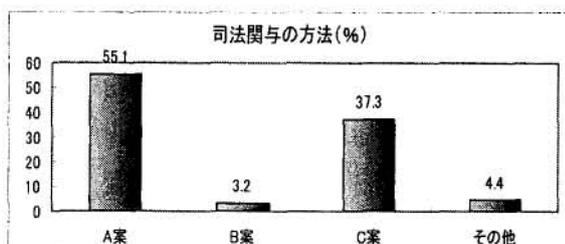
- 保護者(親権者)指導への司法の関わりについての認識を質問した。
- 「司法が直接保護者(親権者)に行うべき」とする意見が約 87%と、多くの児童相談所長が司法の関与を求める意見であった。「現行のまま(都道府県知事への勧告)でよい」とする意見は約 7%、「どちらでもよい」は約 6%と少なかった。

Ⅲ-4-5

司法関与の方法

グラフⅢ-13

N=158



- 前Ⅲ-4-4を受け、関与の具体的な方法を聞いた。
- 「A案(保護者に児童相談所の指導を受けるよう命ずる)」約 55%、「B案(児童相談所の指導措置を承認する)」約 3%、「C案(28条承認+保護者勧告)」約 37%、「その他」4%であった。

- A案とC案が多く、B案はわずかであった。B案の実効性の確保が困難との意見があった。

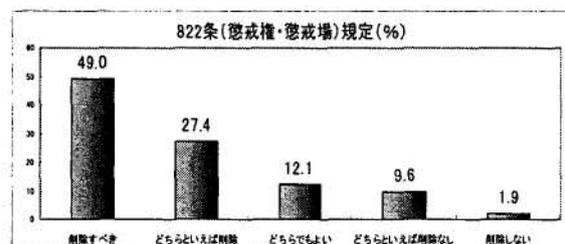
- また、C案自由意見には、28条ケースに限って司法関与を求め、それ以外はケースワークで対応すべきとの意見があった。その他意見では、C案に加え第三者機関による再統合プログラムの実施が必要とする意見、一方で、司法関与は行き過ぎと否定的意見があった。

Ⅲ-4-6

民法第 822 条(懲戒権、懲戒場規定)について

グラフⅢ-14

N=157



- 「削除したほうがよい(1及び2)」とする意見が約 76%と最も多かった。懲戒は監護教育権で担保されている、懲戒権は教育権の一種と考えるべきである、罰を加える行為を正当化する条文は虐待の容認に繋がる、等の意見があった。
- 「どちらでもよい(3)」が約 12%。懲戒権の規定は残しつつ逸脱は許されないことを明記すべき、罰則規定がなければどちらも同じではないかとの指摘もあった。
- 「削除しなくともよい(4及び5)」とする意見が約 10%であった。虐待が懲戒権の行使として正当化されることはない、懲戒権の規定は一定必要、何もしない(注意・指導)親が多い、報告書「懲戒権の規定で親権内容に変更が加えられるものではない」と考えられる、との意見があった。

■今回の調査では、「研究会報告書」をもとに児童相談所（長）の親権制限の考え方を聞いた。

この「親権制限制度」は、これまで法改正議論のたびに、一部停止、一時停止等の創設について児童相談所側から強い要望を行ってきた経緯がある。

回答や意見の中に、「法制度がないためできない」、「司法との関係が整理されていないために難しい」という、現行制度にとらわれた意見がいくつかあった。

しかし、今回は、「虐待」と「親権」のあり方を根本から見直し、新たな親権制度はどうあるべきか、どのような制度を創るべきかという、積極的な立場での、必要な法改正や制度改正、関係機関（司法等）との調整等に結び付けるための検討が求められている。法 28 条による家裁申立てや法第 33 条の 7 による親権喪失宣告請求の申立て、あるいは児童相談所が行う一時保護等、児童相談所の相談体制に影響を及ぼすことは必至であり、そのための新たな体制作り（人員・予算等）を視野に入れた検討でなければならないことは当然である。

こうした点を踏まえ、児童相談所側から、新しい制度を「創り出す」ための、積極的かつ具体的な提言を行っていく必要がある。

ご多忙中にもかかわらず、今回の「親権制度に関するアンケート」調査にご協力いただいた全国の児童相談所（長）の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、調査の最後に記述していただいた「自由意見」の主な内容を記載して、報告に変えます。

- ① （虐待対応において）司法の対応に重点を置いた役割分担を検討すべき。一行政機関である児童相談所の権限が重くなりすぎ。
- ② 海外では、親権行使とその制限、公的介入手続き、司法、行政等、組織や予算等総合的な法律及び施策体系を議論し、社会的コストの必要性、国民的合意が得られているよう。国民的議論を経て、適切な制度設計と十分な予算措置のうえで実施する方向性をもって進めて。
- ③ 児童虐待への対応は、もっと司法、警察が積極的に関与する仕組みにしていく必要がある。
- ④ 「親権」という言葉は「親責任」という言葉に変えるべきである。
- ⑤ 虐待問題は児童相談所に権限と責任が集中しすぎ。親権に関することは中立的立場の司法が判断すべき。
- ⑥ 司法手続きが簡便とはいえ、各児童相談所の現行体制では、司法手続きに事務負担（増）が懸念。手続き不備によりケースワークに支障が出るようでは本末転倒。
- ⑦ 親権は権利というより親の子に対する義務であることが広く社会で理解されることを期待。
- ⑧ 制度見直しは、民法、児童福祉法、虐待防止法等全体が合理的で整合性を持ったものになるよう現場の意見を十分考慮して。
- ⑨ 親権者に連絡しても無視する場合や音信不通の場合、児童相談所が親権の権限を行使できる枠組みが必要。
- ⑩ 親権＝親責任であることを明確にする抜本的な民法改正が必要。